

Can Do

“可能性への挑戦”

第18号
第18号

金田会計事務所通信

運命を切り開く戦略（覚悟）

星新一の短編小説にカーテンをプレゼントされた主婦がそのカーテンのデザインに合わせて部屋を模様替えし、果てには家全体のリフォームに及ぶようになり、最後には旦那さえもカーテンと合わないとの理由で離婚を考えるというものがあります。

私たちが同じような過ちをしてはいないでしょうか？

現在、経営成績の良い関与先の共通した傾向としては、中国を代表としたアジア新興国（成長・有望市場）との取引があることや、リーズナブルな価格帯に強い、提案営業が得意などの特徴が見られます。これは日本の好調な企業全般に言えることではありますが、ものごとは単純に追従することだけでは成功しそうにはありません。

厳しい経済状況の中でチャンス・ロス（目の前にあるチャンスを逃すこと）は避けたいものですが、ある1つの事象のみに注目して、それをものにするのが絶対重要で良いことだと思込んではいないでしょうか？ 中長期的な戦略はしっかりとあつての取り組みですか？
それとも今そこにあつた機会にみずからの戦略を合わせて（理由付けして）右往左往しているだけかもしれません。 そうなると様々なほころびが生じ、本来の目的とはかけ離れ、その仕事を遂行するためだけに追われ、重荷となってしまいます。あせることなくあえて一步後退したとしても再挑戦することは可能です。チャンスは必ず再びやってきます。問題は戦略なしの過大な投入で、それは投資ではなく、ただの博打と同じで、取り返しのつかない結果を招きます。

これからは必ず良い時代がやってきます。今、私たちが果たすべき使命を考えながら世間に自分の良いところを与えようという気概を強くもって一から戦略を組み立てて見ましょう。
自分を納得させることが1番重要なのですから。現状を運命として受け入れるのはその後です。



税理士 金田 康良

2010年2月

平成22年度税制改正大綱の決定!!

民主党政権初の税制改正である平成22年度税制改正大綱が昨年12月22日ようやく閣議決定しました。今回の改正は目立たないようでかなり与える影響が大きいものもあり、今後の税制改正の方向性も垣間見える内容があります。以下、注目すべき項目にポイントを当てて掲載いたします。



【特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不参入制度廃止】(減税)

いわゆる同族会社のオーナー社長給与の給与所得控除額部分の損金不参入制度が**平成22年4月1日以降に開始する事業年度から廃止**となります。今後は高額な給与所得控除額部分の金額制限が検討される模様です。

【グループ法人税制の導入】(増税? 減税?)

★資本金が5億円以上の法人の100%子会社は中小企業の特例措置を平成22年4月以降開始する事業年度から適用しない。(中小企業の特例措置は以下の通り)

- ① 軽減税率(所得800万円までの税率が30%⇒18%)
- ② 交際費の損金不算入制度における定額控除制度(600万円までの交際費のうち90%を損金算入できる)
- ③ 欠損金の繰り戻し還付制度
- ④ 貸倒引当金の法定繰入率
- ⑤ 特定同族会社の留保金課税不適用



これまで適用されていた中小企業の特例が親会社の資本金の額により受けられなくなる恐れがありますので要注意です。

★ 100%資本関係のある法人間で行われる以下の取引の課税関係の見直し
(平成22年10月1日から適用)

- ① グループ法人間での一定の資産移転による**譲渡損益の繰り延べ**
- ② グループ法人間での寄付金について、支出法人側で「損金不算入」、**受領法人側では「益金不算入」**等々

これにより100%資本関係がある親子会社間のやむを得ない取引での悩ましい税負担が減少しそうです。



【住宅資金贈与の非課税特例の拡充】(減税)

平成21年6月の追加景気対策で設けられた**直系尊属からの住宅資金の贈与の非課税枠を500万円から1,500万円(平成23年度は1,000万円)に拡充**し、適用期限も23年12月31日まで延長されました。ただし、**合計所得2,000万円以下の受贈者が適用対象者**とする所得要件が付されました。これに伴い、**相続時精算課税制度特例の特別控除2,500万円に加算されていた1,000万円の上乗せ特例はなくなります。**(平成22年1月1日からの贈与に適用)



【相続税の小規模宅地の評価減の見直し】(増税?)

相続人が事業用又は居住用に継続して使用することへの配慮として、相続した宅地等の評価減の特例を実態に沿って以下のように見直す。(平成22年4月1日以後開始の相続に適用)

- ① 事業・居住を継続しない場合の評価減(現行200㎡までを50%減)を**適用対象から除外**
- ② 1の宅地について共同相続があった場合には、その宅地全体を小規模宅地とみなすことをやめ、**実際に使用継続する相続人の取得した部分のみに適用**することに変更する。
- ③ 1棟の建物のうちに特定居住用の部分があればその敷地全体を特定居住用とみなして評価減(200㎡まで80%減)としていた現行を改め、**居住用部分とその他の部分とに敷地を按分して適用**する。

【相続税・贈与税の定期金の評価の適正化】(増税?)

一時払い保険料の個人年金保険の受給権の評価(定期金に関する権利の評価)が見直され、給付事由が発生しているものは①解約返戻金相当額②一時金の給付額③予定利率等を基にした金額のうちいずれか多い金額とし、給付事由が発生していないものは解約返戻金相当額で評価する。(平成22年4月1日以降のものが対象)

これにより節税商品としての一時払い年金保険契約等の需要に影響がありそうです。

【消費税還付スキームの適正化(免税点制度改正)】(増税?)



賃貸マンション取得時の消費税還付スキームに対する措置として、棚卸資産以外の調整対象固定資産(100万円以上のもの)を取得した場合、その取得のあった課税期間を含む3年間は免税事業者及び簡易課税事業者を選択できないこととなります。

(平成22年4月1日以降適用)

これは昨今、賃貸マンション取得前に自販機等の課税売上を立てて、消費税の仕入税額控除による巨額還付を受ける問題について防止する措置といえますが、今回の内容だけですと、それ以外の事業者も100万円以上の固定資産を取得すれば3年間免税事業者になれないのかという危惧があり、今後の詳しい情報には要注意です。



【少額の上場株式等投資のための非課税措置】(減税)



少額(年間取得価額 100 万円以内) **上場株式等の配当所得及び譲渡所得が最長 10 年間非課税**とする措置が導入されます。配当所得・譲渡所得の税率が本則税率 20%にもどる平成 24 年から平成 26 年までの 3 年間に非課税口座内に開設した上場株式等投資で一人一口座までとなっています。

【扶養控除の一部廃止】(増税)

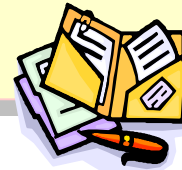


子ども手当創設に伴い、平成 23 年度から **年少部分(0 歳~15 歳)の扶養控除(38 万円)は廃止**、特定扶養控除(16 歳~22 歳)は上乗せ部分(25 万円)が廃止され 38 万円に、23 歳以降の扶養控除については現行どおり(38 万円)となります。

【その他の関連税制】

- ☆ 中小企業の措置法特例の延長(30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入、交際費 560 万円の損金算入枠、中小企業投資促進税制等)
- ☆ タックスヘブンを税制の相手国適用基準税率を 25%から 20%に引き下げ等
- ☆ 寄付金控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げ
- ☆ 脱税犯の罰則強化、納税者権利憲章の制定及び歳入庁の創設を検討等々

「公平・公正・納得」という原則のもとに今回の見直し及び今後の検討事項が盛りだくさんとなりましたが、今回の消費税の免税点制度改正など一般に問題視されていないようですが、他の納税者へ非常に影響を及ぼすと思われ憂慮しているのは私だけでしょうか? 今度の追加情報については注意を払い、重要な点は再度お知らせします。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

